

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、  
次のとおり公告します。

平成二十四年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

平成二十四年八月二十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番  
号

浦西産業株式会社

吉野郡下市町大字阿知賀一六九二番地の三

代表取締役 浦西恵子

奈良県知事許可（般・特一一二）第六九二六号

### 三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

#### 1 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工事として請け負つた建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

注3 「民間工事」とは、前記注2以外の建設工事をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類する

ものをいう。

## 2 期間

平成二十四年九月八日から平成二十五年三月六日までの百八十日間

### 四 処分の原因となつた事実

浦西産業株式会社の前取締役は、下市町が平成二十三年三月に行つた「（仮称）下市町交流センター新築その他工事」の一般競争入札において競売入札妨害、談合、贈賄等を行い、奈良地方裁判所から懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当すると認められる。